



2026 年 10 月 28 日

株式会社日立製作所

執行役社長兼 CEO 徳永 俊昭

(コード番号：6501)

(上場取引所：東・名)

役員向け株式報酬制度に係る「役員報酬 BIP 信託」の導入に関するお知らせ

株式会社日立製作所(以下、日立または当社)は、本日開催の報酬委員会において、役員向け株式報酬制度に役員報酬 BIP 信託(以下、BIP 信託)を用いたスキームを採用することを決定しました。本スキームのもと、日立は引き続き、企業価値および株主価値の長期的な向上に向けて、役員向け株式報酬制度を安定的かつ確実に運営します。

1. BIP 信託の導入について

当社は、2026 年 3 月 31 日開催の報酬委員会において、日立の執行役および理事(執行役に準ずる幹部層)ならびに一部のグループ会社の役員(以下、執行役等)に対して導入している株式報酬制度を改定し、譲渡制限付株式報酬ユニット(以下、RSU)制度および業績連動型株式報酬ユニット(以下、PSU)制度からなる株式報酬制度を執行役等全体に適用することを決定しました^{*1}。今回、その株式交付の事務運営に、2026 年 3 月 23 日に公表した従業員向け株式報酬制度^{*2}と同様、信託を用いたスキームを採用します。

また、当社の取締役に対しては、取締役向け株式報酬制度としての RSU を付与していますが、これに基づく株式交付の事務運営についても、BIP 信託を導入します。

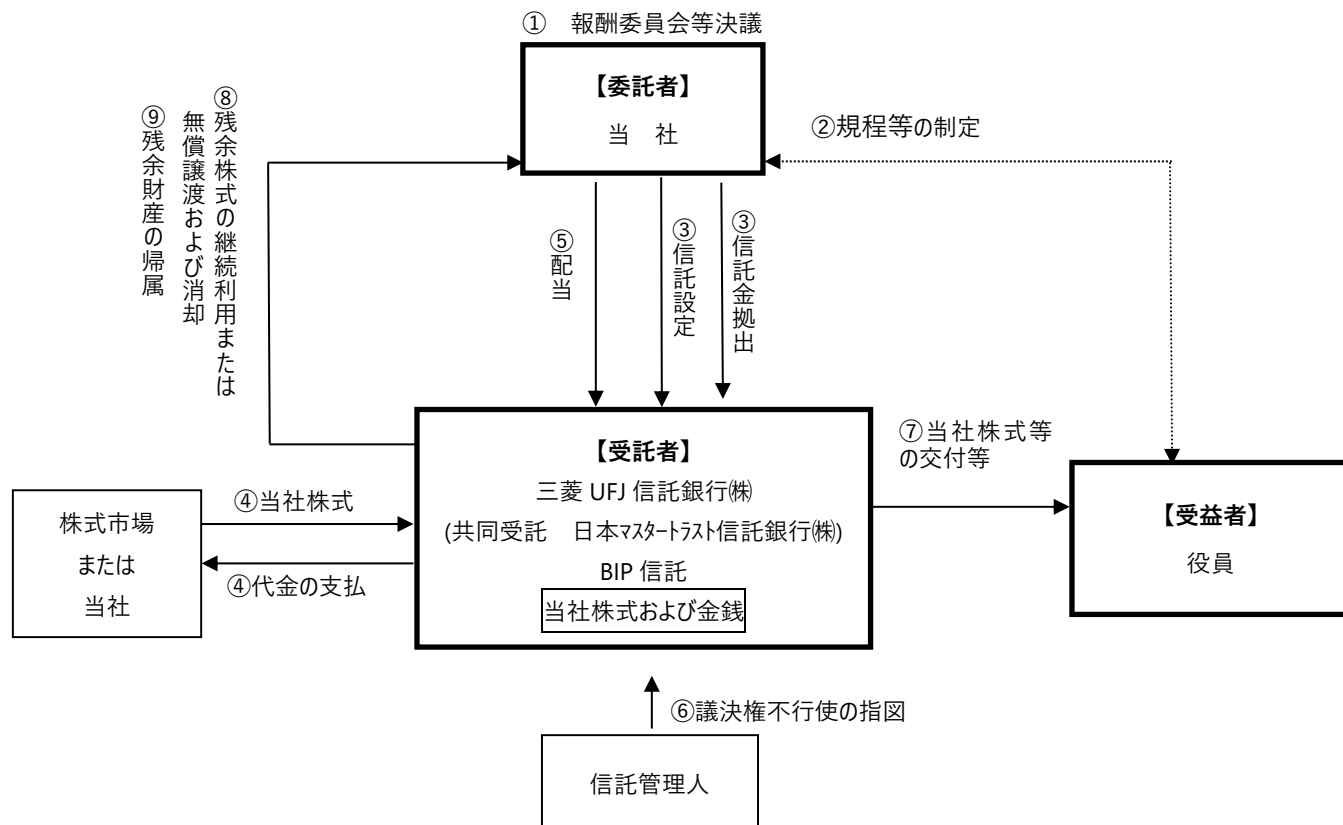
これにより、当社は、三菱 UFJ 信託銀行株式会社との協働のもと、日立の取締役および執行役等(以下併せて、役員)に対して、株式交付規程等(以下、規程等)に基づき、BIP 信託の仕組みを用いて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下、当社株式等)を交付または給付(以下、交付等)します。

BIP 信託は、役員に交付すると見込まれる数の当社株式を株式市場または当社からあらかじめ取得しますが、当該株式の取得および役員向け株式報酬制度の運営に要する費用は全額当社および対象のグループ会社が負担するため、役員による負担はありません。

^{*1} [2026 年 3 月 31 日ニュースリリース「役員向け株式報酬制度の改定に関するお知らせ」](#)

^{*2} [2026 年 3 月 23 日ニュースリリース「日立、長期的な企業価値向上に向けて、従業員向け株式報酬制度の導入および株式購入プランのグローバル展開を開始」](#)

2. BIP 信託の仕組み



- ① BIP 信託の導入に関して、当社は報酬委員会等の決議を得ます。
- ② 当社は、BIP 信託の運営に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、役員に対する報酬の原資および信託の管理・運営費用(以下、信託費用準備金)として、一定の金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する役員を受益者とする BIP 信託を設定します。
- ④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社から取得します。
- ⑤ BIP 信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ BIP 信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、執行役等は、規程等に従い、毎年一定の RSU および PSU の付与を受けた上で、RSU については、付与後 3 事業年度に亘り、3 分の 1 ずつ権利確定した RSU に基づき、PSU については、付与から 3 事業年度終了後または経営計画の終了時点において、あらかじめ定めた業績条件に従い、権利確定した PSU に基づき、受託者から当社株式等の交付等を受けます。また、取締役は、規程等に従い、毎年一定の RSU 付与を受けた上で、付与から 3 事業年度終了後に権利確定した RSU に基づき、受託者から当社株式等の交付等を受けます。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、役員向け株式報酬制度と同種の制度として BIP 信託を継続利用するか、または、BIP 信託を終了する場合は、当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを消却する予定です。

- ⑨ 信託期間の満了時に生じた BIP 信託内の残余金銭は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金等として活用されますが、終了する場合は、信託費用準備金を超過する部分について、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

受益者要件を充足する役員への当社株式の交付により BIP 信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託は終了します。なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

信託契約の内容(予定)

- | | | |
|---|-------------------|---|
| ① | 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 |
| ② | 信託の目的 | 役員向け株式報酬制度の運営実務の円滑化および効率化 |
| ③ | 委託者 | 当社 |
| ④ | 受託者 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ | 受益者 | 役員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ | 信託管理人 | 専門実務家であって、当社および対象子会社と利害関係のない第三者 |
| ⑦ | 信託契約日 | 2026 年 11 月 12 日 |
| ⑧ | 信託の期間
(当初信託期間) | 2026 年 11 月 12 日 ～ 2028 年 11 月末日 |
| ⑨ | 議決権行使 | 行使しない |
| ⑩ | 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪ | 取得株式の総額 | 26,258 百万円 |
| ⑫ | 株式の取得方法 | 当社より取得 |
| ⑬ | 株式の取得時期 | 2026 年 11 月 |

<将来の見通しに関するリスク情報>

本資料における当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。

その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- ・主要市場における経済状況及び需要の急激な変動
- ・為替相場変動
- ・資金調達環境
- ・株式相場変動
- ・原材料・部品の不足及び価格の変動
- ・信用供与を行った取引先の財政状態
- ・主要市場・事業拠点（特に日本、アジア、米国及び欧州）における政治・社会状況及び貿易規制等各種規制
- ・気候変動対策に関する規制強化等への対応
- ・情報システムへの依存及び機密情報の管理
- ・人財の確保
- ・新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当社及び子会社の能力
- ・地震・津波等の自然災害、気候変動、感染症の流行及びテロ・紛争等による政治的・社会的混乱
- ・長期請負契約等における見積り、コストの変動及び契約の解除
- ・価格競争の激化
- ・製品等の需給の変動
- ・製品等の需給、為替相場及び原材料価格の変動並びに原材料・部品の不足に対応する当社及び子会社の能力
- ・社会イノベーション事業強化に係る戦略
- ・企業買収、事業の合併及び戦略的提携の実施並びにこれらに関連する費用の発生
- ・事業再構築のための施策の実施
- ・持分法適用会社への投資に係る損失
- ・当社、子会社又は持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・自社の知的財産の保護及び他社の知的財産の利用の確保
- ・退職給付に係る負債の算定における見積り